

特集2 就活トラブルにあわないために



細田 咲江 Hosoda Sakie

大東文化大学国際関係学部 教授、キャリアセンター 所長

2020年より大東文化大学キャリアセンター所長としてキャリア教育に関わる。大学主導のインターンシップ施策、低学年向けプロジェクト「大東キャリアプロ」の創設など、時代に合わせたキャリアプログラムの開発を行う

はじめに

大学生にとって就職活動(以下、就活)は、受験に次いで訪れる、人生の大きな進路選択です。昨今では、大学入学直後の段階から学内・外のセミナーに参加し、情報集めに^{いそ}勤しむ学生も見受けられます。大学でのキャリア教育の実施が義務化されたことで注目が高まり、低学年へもキャリアや就活に関する情報の提供が活発になりました。また、企業の旺盛なインターンシップの実施が、就活の開始時期や流れにも影響を与えています。

自分のキャリアについて早くから考えることはよい傾向ではあるものの、キャリア教育もインターンシップも本来の意図からは少し離れ、違ったとらえ方をしている学生もいます。大学生活を充実させるよりも就活が重要課題との認識を持ち、早期選考の波に乗り遅れまいとの焦燥感に支配され、就活のことが頭から離れず大学生活を楽しめない学生がいることも事実です。

こうした彼らの危機感とネット社会の利便性をベースに生まれた多様な就活ビジネスでは、対象になる学生は毎年変わります。学生は常に就活初心者、就活ビジネスの提供側は試行錯誤を繰り返してきた熟練者^{ちよとつもうしん}。この関係から、得体の知れない危機感により猪突猛進に就活にのめり込んで、思わぬ就活トラブルに遭遇してしまう学生がいるのです。本稿では、そうした就活トラ

ブルの実態とトラブルに遭遇したときの対処法について、いくつかの事例を挙げながら解説いたします。

就活トラブルの事例

就活トラブルは、以下の3つのタイプに分類できます。

- ・就活対象企業に関連したトラブル
- ・就職エージェントに関するトラブル
- ・高額商品等の強引な契約にまつわるトラブル

就活対象企業に関連したトラブル

まず1つ目のタイプは、就活対象企業との関係性において起こるトラブルです。

厚生労働省の報告^{*1}によれば、就職活動又はインターンシップを経験した学生の中でインターンシップ以外の就職活動に関わるセクシュアルハラスメント(以下、就活セクハラ)を一度以上受けた人は31.9%で、3割の人が何らかの就活セクハラを経験しているという結果が出ています。

一方、インターンシップ中に受けた就活セクハラの内容として多かったものは、「性的な冗談やからかい」が38.2%と最も多く、次いで「食事やデートへの執拗な^{しつよう}誘い」が35.1%、「不必要な身体への接触」が27.2%となっています。また、インターンシップ以外で就活セクハラを受けた場面としては、「リクルーターと会ったとき」が32.8%と高く、次に「内々定を受けた後」が

*1 令和5年度「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」(厚生労働省委託事業)

26.0%となっています。最近でも、インターンシップで知り合った学生に対しお酒を伴う食事に誘い、学生への就活セクハラを疑う事件の報道^{*2}がありました。この調査からは、こうしたニュースなどで報道されるレベルのものだけでなく、学生が一人で悩み、あるいは不快に思っているにも選考に影響してはいけないと相談できず、表面に出てこないものが数多くあるという事実がこの数字に表れていると感じます。

(一社)日本ハラスメント協会に寄せられた相談事例^{*3}の具体的内容としては「なぜ彼氏を作らないの?」「うちに入社したら、スタイルはNo.1級だね」「女性を武器にするタイプ?」といった働くことに関係のない質問をされた事例、面接後に「食事でもしながら、最終面接のアドバイスをしますよ」といった選考とは関係ない場所でのアポイントのメールが来たケースもあったようです。こうした事例は、就活へのやる気をそぐばかりでなく、学生個人の尊厳を傷つけることでもあり、また、身体に危害を加える行為にもつながりかねず、社会的に弱い立場の者を^{おとし}貶める卑劣な行為といえます。

就職エージェントに関するトラブル

2つ目のタイプは、就職エージェントに関するトラブルです。

これまでの就活における学生の応募方法は、大学のキャリアセンター等就職支援窓口を経由した求人によるもの、大手就職支援サイトからウェブを経由して個人的に応募するもの、就職フェアや合同企業説明会等のイベント会場での出会いから応募していくものが中心でした。こうしたマッチングは、入り口としては学生本人の意思や希望が強く影響し、学生が能動的に関わり自ら応募してくことから、希望がないなら応募しない、あるいは途中で断るといった選択ができます。

一方で、学生が属性も含めた自分自身の^{さまざま}様々

な情報をサイトに登録し、その登録された情報の中から企業が自社にマッチする学生を選んでアプローチしていくオフター型、自社の就職サイトに登録した学生を所属するキャリアコンサルタントが担当制として複数人受け持ち、マッチング依頼を受けている企業に紹介していくエージェント型のようなビジネスも登場しており、就活の入り口は多様化しています。後者のビジネスでは、学生は情報を登録するだけで企業やコンサルタントからアプローチがあるので、ある意味受動的に就活ができます。先方から勝手に連絡が来るので、従来の方法では出会えなかった企業への選択肢が増えるなど、一見すると学生にとっては「楽」に就活ができるように感じます。

ただし、こうしたビジネスは、マッチングした場合にのみエージェントに報酬が支払われるビジネスモデルのため、時にコンサルタントは学生の適性や希望を第一優先で考慮せず、依頼のある企業へ無理やりマッチングさせ内定を取り付けるケースがあります。社会的経験値の少ない学生がコンサルタントの誘導に押し切られるかたちで、意にそぐわない企業であっても内定を承諾してしまう、就活そのものに疲れ、面倒になったとの理由で深く考えずに内定を受諾するケースもあります。また、一度は内定を受諾したが考え直し内定を断ろうとしたところ、エージェントに呼び出され長時間にわたり説得され、断りを翻すまで帰してもらえなかった例、伝言で断りを入れたところ、授業中など学生の都合に関係なく担当コンサルタントから執拗に電話をかけてこれら困惑した例などがあります。さらに、面接指南や就活相談などのこれまでのサポートを盾に取り、「ここまでしてやったのに今さら裏切るのか」と怒号とともに脅された例、選考を受けているときに提示された労働条件と内定承諾後にもらった労働条件確認書の内容に

^{*2} 2024年11月、大手電子機器会社の社員によるインターンシップ生への不同意性交の疑いが発生したとの報道(2025年1月)

^{*3} NHKの2024年11月30日の放送をもとにNHKがまとめた記事より(2024年12月4日)

そこ齟齬があり確認したところ、担当のコンサルタントが意図的に条件をよく見せて提示していたという法令に違反する悪質なケースも発生しています。

これらの行為は、就職エージェントと依頼主の企業の利益を優先するがあまりに学生を置き去りにし、彼らの職業選択の自由を奪う行為でもあり、許されるものではありません。就職エージェントの存在がいけないというわけではなく、運用のなかで結果的に学生の就活に負の影響を及ぼすことがあるとしたら、看過できません。学生自身も、面倒だからと言われるままに就職先を決めるなどの安易な決定をすることなく、就活は自分の将来を決定する重要な機会であることを頭に入れ、常に自己決定権を行使する意識を心がける必要があります。

高額商品等の強引な契約にまつわるトラブル

3つ目のタイプは、高額商品等の強引な契約にまつわるトラブルです。

高齢者などをターゲットとして不安をあおることで強引に商品契約に結び付けるビジネスに近いもので、学生の就活への不安な心理に付け入り高額な教材や有料セミナーの契約に誘導するものがあります。

「就活はこれからの人生を買うようなもの。借金をしてでもこのセミナーに出る価値がある」などと説得され、その場で強引にクレジットの契約を結ばせられたケースや、「必ず役に立つ資格」などと言われて高額な教材を契約させられたケースもありました。

勧誘の入り口では、若者に親しみのあるSNSや無料の動画サイトから就活をキーワードにした情報を提供するなかで接点を持つことが多く、大学の情報を仕入れたうえで大学のOB・OGを名乗って声をかけてくるケースや無料カウンセリングから無料セミナーへの参加を契機に高額セミナーに誘導されるケースがあります。また、対面型では、大学の校門前や合同企業

説明会の会場近くの最寄り駅で、スーツ姿の学生を呼び止めてアンケートに回答させ情報を得るケース、インターカレッジのサークルで就活の仲間を集めて新しい仲間を勧誘させるマルチ商法のように学生をつなげていくケースもあります。なかには、内定者に研修と称して大学の後輩を紹介させ、登録者を増やすことで入社後のポジションを約束する就職エージェントもあると聞きます。

実際に、全国の消費生活センター等には、2019年度から毎年200件前後の就職商法のトラブルに関する相談が寄せられています（詳しくは文末のコラム参照）。

トラブルにあわないための留意点

ここからは、就活トラブルにあわないために、どのようなことに気をつけたらよいのかを解説します。

気をつけることは3点です。

1点目は連絡手段を限定し、企業との連絡手段は基本的にメールで行うことです。それも、使用するメールアドレスは、個人で作成したフリーメールやスマホのキャリアメールではなく、大学から付与されたメールアカウントを使うことをお勧めします。大学発行のメールならば、卒業と同時に使用不可となり、縁がなくなった企業との関係も最大で在学中のみとすることができます。また、メールの振り分け機能を使わなくても、商品購入連絡などの個人的情報とは別に管理できるので、多量のメールに埋もれて重要な就活情報を見落としてしまうといったリスクが減ります。

実は、学生が大学メールを使用することは、企業にもメリットがあります。一般的に大学のメールアドレスは、入学年度が入った学籍（学生）番号に@大学名.ac.jpで表記されており、このことにより当該の大学に所属している学生であることが証明されると同時に、入学年度の確

認も可能になるからです。

ただし、ビジネスメールには相応の使い方があるので、操作のみならず書き方にも慣れておく必要があります。日常から大学の先生にメールで質問してみるなど意図的にメールを使うよう心がけ、ビジネスメールの送受信に慣れておくようにしましょう。

特に気をつけたいのは、SNS等の個人的なネットワークでの情報交換です。学生の皆さんはLINEなどのSNSが最も使いやすく馴染みがあるかもしれませんが、特別の事情がなければ、ビジネスでの連絡手段はメールが主流です。たとえば、インターンシップ等を通じて知り合い、業務以外でも就活の相談に乗ってもらうなど個人的なつながりが持てたと感じている社員であっても、SNSのなかで極めて個人的要素の強いものは連絡手段としては使わないことです。相手から、どうしても必要と交換を強く要求された場合には、メールは毎日チェックし早いレスポンスを心がけていること、「大学のキャリアセンター（就活の窓口となっている部署等）からSNSの交換は禁止されている」と伝え、丁寧にお断りしましょう。

就活トラブルにあわないために気をつけることの2点目は、社員との接触の仕方です。試験でも面談でも企業側と接点を持つときは、会う場所、時間、人数がポイントになります。相談に乗るなど個人的に呼び出される場合には、業務時間内に、自らが会社に出向くように設定してもらいましょう。「どうしても」と外部での接触を要求されたら、公共スペースやオープンカフェ等の複数の視線があるところを希望し、スーツ着用で行きましょう。外部の目があり、就活生であることが分かる状態をつくります。

夕方以降の時間帯も避けます。仕事が終わってからなら時間があるなどの場合には、まずはメールで対応いただけないか相談してください。お酒が伴う場所での個人的な接触はきつ

りと断り、内定者懇親会等交流を促すものであれば、会社側、参加者側も複数の人数での会合であることを確認してください。企業もコンプライアンスには非常に気を使っていますので、常識的な面談であれば、学生に無理を強いるような悪意のある設定にはしません。

また、個人的に執拗な誘いがあった場合には、メールや会話の中で、大学のキャリアセンター等を頻繁に利用しており大学との接点が多い学生であることを、さりげなくアピールしてください。情報収集を怠らないまじめな学生であることも伝えられますし、大学の目が届きやすい学生であることが分かり、悪意のある行為の抑止力になり得ます。

3点目に気をつけることは、容易に手に入る情報をむやみに信用しないことです。世の中には、^{しんがん}真贋の怪しい情報が大量に流布しています。情報の発信元を調べ、信用できるものであるかを確かめてください。発信元の企業・団体はどんなところか、公共性のある発信元なのか、無料であっても別のサイトに誘導されないか、断定的な、あるいは甘い言葉ばかりではないかなど、表現を冷静に確かめてください。

個人からの発信の場合も同様です。どんな人物が発信しているのか、署名のある記事なのか、過去の発言内容はどうかなど、信用してよいか不安なときは、キャリアセンター等の窓口に内容を見せ一緒に確認してもらいましょう。就活は一人で挑んでいると不安なことばかりが発生し、外部の情報に踊らされてしまいがちです。就活友達をつくり（既存の友人も含め）情報交換をしながらサポートし合い、気分転換しながら乗り切ることをお勧めします。

トラブルにあった場合の相談先

トラブルに遭遇する前、何か変だなと感じたら、まずは大学のキャリアセンター等に相談しましょう。危険な目にあう前にトラブルを回避

することが重要です。こんなこと相談したら迷惑になるかも、自分だけが感じていて大げさかな、相手には親切にしてもらっているのに悪いなといった遠慮は、一切必要ありません。就活生は、初めてのことばかりで全員が素人、何らかの不安を持っている存在ですので、悪意を持って接してくる相手からは格好のターゲットとなってしまう。

大学に行く機会が少ない、あまり行きたくない場合には、公共の相談窓口が複数あります。

消費生活センターへの相談の場合、消費者ホットライン^{いちゃ}「188」に電話すれば、最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等を案内してもらえます。また、県の窓口であれば、都道

府県労働局^{*4}があります。この都道府県労働局では、大学のキャリアセンター等の担当者と一緒に相談することも可能です。公共機関では、トラブルに対応できる専門の人がおり、これまでの事例を踏まえて適切に対処してくれます。悩みは一人で抱えずに、自分が一番相談しやすいと感じるところに相談してみましょう。

以上、就活トラブルに関する事例、トラブルにあわないための工夫、トラブルに遭遇したときの適切な相談先についてご紹介しました。重要なのは、皆さんは一人ではないということです。悩んだら身近な人、大学、公共の機関に躊躇なく^{ちゅうちよ}相談してください。皆さんが納得のいく就活ができるよう願っています。

就職商法のトラブル(国民生活センター相談情報部)

全国の消費生活センター等には、就職活動中の学生の不安につけ込み、高額な就活セミナー等に勧誘し、契約させるトラブルに関する相談が寄せられています。相談件数は、2019年度に199件をピークに2020年度152件、2021年度136件と減少したものの、2022年度201件、2023年度199件と200件前後で推移している状況です(2024年12月末までのPIO-NET^{*5}登録分)。

相談事例を見ると、「事業者の事務所で就職に有利になると説明され、就活サポートの契約をしたが役立つ内容ではなく高額なので解約したい」「動画共有サイトで就活相談に乗っているという人と連絡を取り、ビデオ通話で相談したら『今のままでは厳し

い』と言われて有料の就活サポートを勧誘され契約してしまったが、解約したい」などが寄せられています。以前は、路上アンケートへ回答したことがきっかけとなっているケースが見られましたが、最近は、SNS広告やSNSを通じたダイレクトメールがきっかけとなっているケースが目立ちます。

友人たちが就職活動を始めたり、内定をもらい始めると不安や焦りが出てしまうかと思いますが、万一、事業者から「今決めないとダメだ」と急かされたり、「このままだと就職は無理」だと不安にさせられたりした場合は、きっぱり断ってください。すぐには決めず、大学のキャリアセンターなどに相談しつつ、本当に自分に必要な契約かどうか慎重に検討をしましょう。

*4 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

*5 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと